

秋田市告示第93号

秋田市港北地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和5年3月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市港北地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市土崎港北三丁目7番9号
港北地区コミュニティセンター管理運営委員会
委員長 野 中 利 雄
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで